

1 本書は、特別徴収の個人用紙です。提出期限は、該当の従業員等の異動があった月の翌月10日までです。提出不要です。
2 機械読み取りを行う場合があります。訂正する場合は、太枠内へ記入してください。また、本書とは別に、翌年の場合、保険料額を提出してください。
3 異動により給与を支給しなくなった場合、その年の1月1日から異動時までの間で確定した給与等から（土除）の場合、保険料額を提出してください。
4 給与所得者が本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

受付印

3

市町村民税 給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書 (予備)
道府県民税 特別徴収

整理番号
2年度 特別徴収指定番号 宛番号
3年度 特別徴収指定番号 宛番号

田辺 市町村長
令和 年 月 日 提出
(特別徴収義務者)
所在地 氏名
個人番号又は法人番号 (右詰めでご記入ください)

課係氏 担当 担当者 内線

給与所得者
フリガナ 氏名 生年月日 個人番号
(ア) 特別徴収税額 (年税額)
(イ) 徴収済税額 (例) 11月10日納期限分の場合→10月分
(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)
異動年月日
異動の事由
異動後の未徴収税額の徴収方法
1月1日以降退職時までの給与支払額

① 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)
新しい勤務先 (特別徴収義務者)
所在地 氏名
特別徴収指定番号
担氏 担当 担当者
月割額 を 月分
(翌月10日納期限) から徴収し、納入するよう連絡済みです。
※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。

② 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)
番号を記入
1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。
2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。
1の場合
徴収予定額 ((ウ)と同額) を右欄に記入
左記の一括徴収した税額は、 月分 (翌月10日納期限) で納入します。

③ 普通徴収の (一括徴収しない) 場合 (①及び②に当てはまらない場合に記入してください。)
番号を記入
異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。
1. 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。
2. 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。
3. 死亡による退職のため。

旧特別徴収処理欄
2年度 月分以降の月割額は
3年度 月分以降の月割額は
1 特別徴収義務者を変更
2 普通徴収切替
3 一括徴収
4 その他
入力者 点検

市町村処理欄
A B C D E F
G H I J K L

特別徴収指定番号及び宛番号は、特別徴収税額決定・変更通知書(特別徴収義務者用)をご確認ください。